

静岡県公安委員会規則第26号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(交通規制の対象から除く車両) 第3条の2 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。 (1) 道路標識等による交通規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。)にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。)の対象から除く車両 ア <u>警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に定めるお召自動車列内の自動車</u> イ <u>警護要則(昭和40年国家公安委員会規則第3号)に定める自動車警護列内の自動車</u> (2) (略) 2・3 (略) (解任命令) 第18条 (略)	(交通規制の対象から除く車両) 第3条の2 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。 (1) 道路標識等による交通規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。)にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。)の対象から除く車両 ア <u>警衛列自動車</u> イ <u>警護列自動車</u> (2) (略) 2・3 (略) (解任命令) 第18条 (略) <u>(是正措置命令)</u> 第19条 <u>法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第14の是正措置命令書を交付して行うものとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第13を次のように改める。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第13の次に次の1様式を加える。

（表）

静公委指令交企第 号
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

（自動車の使用者）

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次の措置をとるべきことを命ずる。

措 置	
理 由	

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 静岡県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるアからカまでに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の2の「駐車禁止除外指定車」の標章を、キに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の4の「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は<u>車いす移動車</u>として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両</p> <p>(10) (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両の指定申請等)</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるアからカまでに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の2の「駐車禁止除外指定車」の標章を、キに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の4の「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「<u>車両法</u>」という。)に基づき、患者輸送車又は<u>車椅子移動車</u>として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両</p> <p>(10) (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両の指定申請等)</p>
<p>第3条の3 前条第2項第3号に規定する通行禁止除外指定標章又は同条第3項第9号に規定する<u>駐車標章</u>若しくは同項第10号に規定する「<u>駐車禁止除外指定車</u>」の標章(以下「<u>駐車禁止除外指定標章</u>」という。)の交付を受けようとする者(公安委員会の管轄区域内に住</p>	<p>第3条の3 前条第2項第3号に規定する通行禁止除外指定標章又は同条第3項第9号若しくは同項第10号に規定する「<u>駐車禁止除外指定車</u>」の標章の交付を受けようとする者(公安委員会の管轄区域内に住)は、別記様式第1の6の除外標章交付申</p>

所を有する者に限る。)は、別記様式第1の6の除外標章交付申請書(以下この条において「申請書」という。)により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証

イ・ウ (略)

(2) (略)

3～10 (略)

(警察署長の駐車許可)

第5条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車を行う理由が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 道路交通法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) (略)

2・3 (略)

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2)～(4) (略)

5～10 (略)

請書(以下この条において「申請書」という。)により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項(車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面

イ・ウ (略)

(2) (略)

3～10 (略)

(警察署長の駐車許可)

第5条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車を行う理由が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) (略)

2・3 (略)

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証記録事項が記載された書面

(2)～(4) (略)

5～10 (略)

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年1月1日から施行する。